

# 米原海岸利用ルール <解説版>

野生の生き物を捕らないでください。 **海の中、水の上から観察してみよう！**



自然公園法では自然保護の観点から、国立公園海域公園地区で特定の動植物の採取やサンゴの損傷などを禁止しています。沖縄県漁業調整規則では水産資源の保護の観点から、漁獲してよい魚や貝、甲殻類などについて、採ってよい種類、大きさ、時期、漁法が細かく定められています。サンゴは折れて海域に落ちているものの採捕も禁止です（死んでいるものも含む）。

※米原海岸利用ルールでは、自然公園法・漁業調整規則より厳しく、全ての魚介類の採取や、観察のために網ですくうことも規制しています。海の中にいる状態で観察してください。

『沖縄県漁業調整規則による規制（沖縄県水産課）』



サンゴを踏まないでください。 **足元にはたくさんの命があるよ！**



サンゴの損傷は自然公園法で規制されています。折れたサンゴはほとんどが海底に定着できずに死んでしまいます。また、サンゴの成長速度は非常にゆっくりで折れてしまうと元に戻るのに長い時間がかかります。

また、サンゴ礁はたくさんの生き物のすみかになっています。  
遊泳中に立って休憩をする際は、足元をよく確認しましょう。  
**踏まない！ 蹴らない！ 折らない！**



『天気予報（気象庁）』



『潮位表（気象庁）』



野生の生き物に餌を与えないでください。 **海の中で何を食べているか観察してみよう！**



餌やりは自然本来の姿ではないため、魚たちが自ら餌を捕まえる能力を失ってしまったり、そこに住む魚の種類や性質・習性が変わってしまったりというような影響が出ます。

例えば、本来は岩礁域にいないはずの魚が大量に住みついたり、たくさんの種類がいたはずの海岸で競争力の強い魚だけがが増えてしまったりします。

魚の行動や生態系のバランスに影響を与えるだけでなく、環境への影響も大きく、食べ残しの餌が海底に堆積していくと富栄養化（汚濁）の原因にもなります。

環境に優しい日焼け止めを使いましょう。 **生き物が暮らしやすい環境づくりに配慮を！**



多くの日焼け止めに含まれる成分であるオキシベンゾンやオクチノキサートはサンゴの白化の原因となるなど、強い影響があるという研究結果が2015年に報告されました。これを受け、ハワイ、パラオ等各地でサンゴに有害な成分を含む日焼け止めが規制されはじめています。

日本国内で流通する多くの日焼け止めにもこのオキシベンゾンやオクチノキサートが含まれていますが、最近ではサンゴへの影響が少ない成分を使った製品も出てきています。

石垣島では、**民宿やホテル、コンビニ等で販売しているところがあります。**

鉈や水中銃を使わないでください。 **危険！**



沖縄県漁業調整規則では水産資源の保護の観点から、遊漁者（釣り人）に認められる漁法が決められています。「鉈」や「水中銃」は、沖縄県では遊漁者の使用は認められていません。

※米原海岸利用ルールでは、全ての魚介類の採取を禁止としているため「**釣り竿**」や「**ヤス**」の使用についても控えてください。

『海のルールとマナー（沖縄県水産課）』



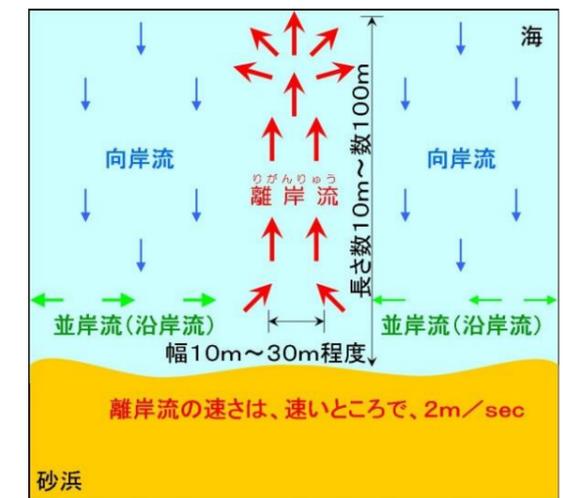
荒天時の遊泳は非常に危険です！ **海には入らない！**



荒天時（警報発令時・台風接近時・通過時）は遠浅に見える米原海岸であっても高波が発生することがあります。また、米原海岸は離岸流（岸から沖への海水の強い流れ）が発生しやすく、沖の波が高い時はいつもより強い流れが発生し、救助に行くことが困難になります。

離岸流にまきこまれてしまったら・・・

1. 落ち着く
2. 流れに逆らって岸に向かって泳がない
3. 岸と平行に泳ぐと離岸流から抜けられる
4. 離岸流から抜け出したら岸に向かって泳ぐ



ライフジャケットやウエットスーツを着用し、ラッシュガードで身体を守りましょう。 **楽しく安全に！**



【**体温の保持**】：ウエットスーツは水の出入りを抑え、入ってきた海水を体温で温めることで保温の効果がります。ラッシュガードも風除けや多少の体温保持効果があります。ただし、海から上がった後に濡れたまま着ていると蒸発によりかえって体温低下につながるので注意が必要です。

【**怪我の防止**】：サンゴ礁や岩、危険生物との接触から皮膚を守る効果があります。足の保護のためにマリンシューズも着用しましょう。

【**日焼けの防止**】：石垣島の強い紫外線を日焼け止めクリームだけで防ぐことは限界があります。直接、肌を出さないようにしましょう。

【**浮力の確保**】：ライフジャケットはもちろん、ウエットスーツでも浮力を確保できます。また、自分の身を守るだけでなく、サンゴに着底してしまったり、フィンで傷つけたりすることの防止にもなります。

米原海岸の利用ルール検討準備協議会

環境省、石垣市環境課・観光文化課・施設管理課・消防本部、沖縄県八重山土木事務所、石垣海上保安部、米原公民館、石垣島アウトフitterユニオン、石垣島米原海岸自然保護協会、WWF ジャパン

お問い合わせ先：

環境省 石垣自然保護官事務所 ☎ 0980-82-4768

海岸でのたき火や花火は止めましょう。 **安全と環境美化のために！**



- ・砂浜に燃え残った木や炭、灰を取り除くのは大変です。せっかくのきれいな砂浜が汚れる一因となります。
- ・焚き火の燃えカスの海中への流出による水生生物への影響が懸念されます。
- ・煙や二オイ、火の粉が他の利用者にとって迷惑になることもあります。また、**裸足や水着で過ごす人も多い砂浜ではやけどの原因にもなります。**

バーベキューはキャンプ場を利用してください。 **安全と環境美化のために！**



- ・海岸の環境や景観を守るため、米原海岸および米原キャンプ場ではキャンプ、テント、バーベキュー、焚き火などは**海岸林内のキャンプエリアに限定**しています。
- ・キャンプ場の利用は、事前に申請が必要です。

大音量の音楽などの騒音は立てないでください。 **自然の音に耳を傾けよう！**



- ・国立公園の海域公園地区で、著しく騒音を発生し、他の利用者迷惑をかけることは自然公園法で禁止されています。
- ・音楽が米原海岸の風景、波や風の自然の音を楽しむ妨げになることもあります。

海岸でタバコは吸わないでください。 **みんなが気持ちよく過ごせる場所に！**



- ・米原海岸では、海岸ゴミの削減や、他の利用者の健康への配慮から、キャンプ場内を含む全てのエリアで**全面禁煙**をお願いしています。
- ・携帯灰皿等をお持ちの場合でも、喫煙は控えてください。

利用者が多いときにはドローンを利用しないでください。 **安全と騒音防止のために！**



航空法では、機体の重さが 200g 以上のドローン、ラジコン機等を「無人航空機」とし、飛行のルールが定められています。事故防止のため、**キャンプ場、海岸の利用者が多い時は、ドローンの飛行を控えてください。**



『ドローン等の安全な飛行のためのガイドライン（国交省）』

砂浜からサンゴのかけらや砂を持ち帰らないでください。 **思い出を持ち帰ろう！**



自然公園法では自然保護の観点から、国立公園海域公園地区で特定の動植物の採取やサンゴの損傷などを禁止しています。また、海岸法では海岸保護の観点から土砂の採取を規制、沖縄県漁業調整規則では水産資源の保護の観点から、漁獲してよい魚や貝、甲殻類などについて、採ってよい種類、大きさ、時期、漁法が細かく定められています。サンゴは折れて海域に落ちているものの採捕も禁止です（死んでいるものも含む）。



『造礁サンゴ類の採捕禁止（沖縄県水産課）』

ゴミは持ち込まず持ち帰ってください。近隣の住宅地にゴミを置かないでください。**みんなできれいに！**



- ・海岸やキャンプ場、近隣の山林、住宅地などへのゴミの放置、投棄、焼却は、廃棄物処理法違反（不法投棄）です。
- ・ゴミの投棄や放置は自然公園法で禁止されています。
- ・**米原海岸にはゴミ箱はありません。お持ち帰りください。**

車・バイクの海岸への乗り入れは止めましょう。 **安全に、気持ちよく！**



- ・事故防止、環境保全の観点から、米原海岸では海岸への車の乗り入れをしないようお願いしています。
- ・他の利用者との接触事故が起きる可能性があります。
- ・タイヤが砂浜に埋もれ、脱出できなくなります。
- ・砂浜の踏み固め防止、海岸の動植物の保全のために車の乗り入れは控えてください。

着替えは適切な場所で行い、集落内を水着で歩かないでください。 **お邪魔しますの気持ちを忘れずに！**



- ・海岸近くには、集落があります。肌の露出を控え、水着等で歩かないようにしましょう。
- ・ホテルや民宿から海岸へ行くぐらい大丈夫なのではと思うかもしれませんが、集落は住民にとって、日常生活を送る場です。地域住民が気持ちよく過ごせる環境づくりにご協力ください。
- ・特に沖縄では集落内を水着等で歩くことは、多くの地域で注意喚起しています。

車などは路上駐車せず駐車場を利用してください。

- ・路上駐車は他の車の通行の妨げになります。
- ・特に、水難事故が起きる可能性のある米原海岸では、**救急車等の緊急車両の進入路や駐車スペース確保が必要です。**

小さなお子様の事故が増えています。お子様には必ず付き添い、目を離さないようにしましょう。



遠浅に見える米原海岸でもサンゴ礁の地形は複雑です。急な深みや突然の波、離岸流など、水難事故の危険性は砂浜海岸よりもずっと高くなります。

また、ハブクラゲやオニヒトデ、ガンガゼ、アンボイナなど、危険な生物もたくさんいます。不意に刺された場合、ショックで溺れてしまうこともあります。

お子様にはライフジャケットやラッシュガードの着用を徹底するとともに、必ず目を離さないようにしてください。

体調不良時や飲酒後は絶対に海に入らないでください。



お酒を飲むと、細かい作業力の低下や平行感覚の乱れによって、**普段どおりには泳げません！**

**判断力の低下**：「ほろ酔い」は危険な状態

**運動能力の低下**：自分が思っているように体が動かない

**視野がせまくなる**：「気象の変化に気付いている？」「子供のことちゃんと見ている？」

※万が一、溺れている人を見かけた場合でも、飲酒時は二重事故につながる危険性もあります。海に入らず、浮き輪やペットボトルを投げる、周囲に助けを求めるとも大切な救助行為です。

米原海岸の利用ルール検討準備協議会

環境省、石垣市環境課・観光文化課・施設管理課・消防本部、沖縄県八重山土木事務所、石垣海上保安部  
米原公民館、石垣島アウトフITTERユニオン、石垣島米原海岸自然保護協会、WWF ジャパン

お問い合わせ先：  
環境省 石垣自然保護官事務所 ☎ 0980-82-4768